

令和7年度 みつぼし幼保園重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園が皆さんに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 経営主体

名 称	社会福祉法人 星山会
所 在 地	〒811-4164 福岡県宗像市徳重201番地1
電 話 番 号	0940—48—9022
代表者氏名	理 事 長 あきやま 秋山 すがこ 須賀子
定款に定める 福祉事業	第2種社会福祉事業 保育所及び延長保育事業・一時預かり事業の経営

2 利用施設

施 設 の 種 類	保育所
施 設 の 名 称	みつぼし幼保園
施 設 の 所 在 地	〒811-4164 福岡県宗像市徳重201番地1
連 絡 先	Tel 0940—48—9022 Fax 0940—48—9022
管 理 者	園 長 あきやま 秋山 すがこ 須賀子
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
利 用 定 員	満5歳児の児童 10名 満4歳児の児童 10名 満3歳児の児童 6名 満2歳児の児童 5名 満1歳児の児童 6名 満1歳児未満の児童 3名 定員 40名
開 設 年 月 日	平成29年4月1日
特 別 保 育 事 項	乳児保育・障がい児保育

3 施設の目的および運営方針

みつぼし幼保園(以下「当園」という。)は、保育を必要とする乳児及び幼児を日々受け入れ、保育事業を行うことを目的とする。

- (1) 当園は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児(以下「園児」という。)の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。
- (2) 当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行うものとする。
- (3) 当園は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護

者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。

- (4) 当園は、「福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成 24 年福岡県条例第 56 号)」その他関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷 地	敷地全体	5 2 6 . 1 9 m ²
	園 庭	1 4 6 . 3 2 m ²
園 舎	構 造	木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平屋建
	延べ面積	1 9 4 . 6 6 m ²

(2) 主な設備

設 備	部 屋 数	備 考
保 育 室	3	保育室①ひよこ組 0 歳児・こぐま組 1 歳児 保育室②こいぬ組 2 歳児・いるか組 3 歳児 保育室③うさぎ組 4 歳児・きりん組 5 歳児 計 112.61 m ²
給 食 室	1	2 1 . 3 4 m ²
職員室 兼 医務室	1	1 4 . 0 8 m ²
調 乳 スペース	1	0 . 8 3 m ²
園 児 用 トイレ	1	1 0 . 9 2 m ²
その他（職員用トイレ、教材庫、収納スペース）		

5 職員の設置状況(令和 7 年 2 月 1 日現在)

職 種	員 数	常 勤	非 常 勤	備 考
園長	1	1		
主任保育士	1	1		主任は専任保育士
事務員（兼保育士）	1		1	
保育士	1 3	5	8	
用務補助員	3		3	園舎内外の清掃・交通整理
給食担当	3		3	株式会社「のぼる」に委託

当園では、「保育士の数は、乳児おおむね 3 人につき一人以上、満 1 歳以上満 3 歳に満たない幼児おおむね 6 人につき一人以上、満 3 歳以上満 4 歳に満たない幼児おおむね 15 人につき一人以上、満 4 歳以上の幼児おおむね 2 5 人につき一人以上」とする児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）の児童福祉施設最低基準第 3 3 条の職員の規定に基づき、上記職種の職員を配置しています。

<各職種の勤務体系>

園長	勤務時間帯	8 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0
主任・保育士	正規の勤務時間帯	7 : 0 0 ~ 1 9 : 0 0（ローテーションによる変形）
栄養士・調理師	正規の勤務時間帯	8 : 3 0 ~ 1 4 : 3 0

※ローテーションにより全職員の勤務日及び主任保育士と保育士の勤務時間帯が異なります。

6 保育を提供する日と時間

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。

保育を提供する時間は、次のとおりとする。

- (1) 保育標準時間認定に係る保育時間 7時00分から18時00分までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。
- (2) 保育短時間認定に係る保育時間 9時00分から17時00分までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、18時00分から19時00分までの範囲内で、時間外保育を提供する。

7 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成29年3月31日厚労告）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

- (1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供を行います。

上記6に記載する時間において、保育を提供します。

- (2) **保育は『養護』と『教育』の領域から成り立っています。**養護は「生命の保持」、「情緒の安定」を、教育では「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」を行うこととなっています。領域別当園の特色のある保育は下記のとおりです。

1. 「生命の保持」 午睡中の視診（0歳児5分、1歳児10分、2歳児15分毎に）

交通安全教室、避難訓練

2. 「情緒の安定」 家庭との連携連絡帳、ベテラン職員加配、子育て相談

3. 「健康」 運動遊び、園内裸足、体操教室、歯みがき、
健康視診、清潔検査、健康診断（内科、歯科）、身体測定

4. 「人間関係」 共同製作物、運動、ゲーム遊び、器楽合奏、誕生会

5. 「環境」 園内菜園、お泊り保育

6. 「言葉」 発表会、紙芝居、読み聞かせ、月刊絵本、誕生会
ことばとかずの教室、英語教室、

7. 「表現」 リズム遊び、運動会、発表会、当番活動、生け花教室

その他

米作り・おにぎり会・餅つき、焼き芋会、野菜の栽培

- (3) 食事の提供

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

クラス	午 前 間 食	昼 食	午 後 間 食	備 考
0歳児	9時30分頃	11時20分頃	15時00分頃	完全給食
1歳児	9時30分頃	11時20分頃	15時00分頃	完全給食
2歳児	9時30分頃	11時30分頃	15時00分頃	完全給食
3歳児		11時30分頃	15時00分頃	完全給食
4歳児		11時30分頃	15時00分頃	完全給食
5歳児		11時30分頃	15時00分頃	完全給食

※献立表は毎月別途お知らせします。

※食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談下さい。

(4) その他

当園は5歳児までは午睡しますので、午睡用のパジャマを準備下さい。

5歳児につきましては運動会后、就学に向けて午睡をなくしていきます。

8 利用料金

(1) 特定教育・保育にかかる利用者負担（保育料0．1．2歳児）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) 保育の提供に要する実費にかかる利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、下記の費用を負担していただきます。

- ・3歳、4歳、5歳児は給食時の主食費として1ヶ月1,000円、副食費4,500円の実費を徴収します。
※副食費に関しては市の規定により免除対象になる場合があります。
- ・保育教材として月刊絵本代（420円～480円）を1～5歳児には実費を徴収します。
- ・4歳児・5歳児は月1回生け花教室の花代として200円を徴収します。
- ・制服として、体操服の上下、スモック、カラー帽子（代金は注文書に記）を購入して頂きますが、業者との直接売買となります。
- ・個人用品として学年に応じた教材用品（代金は注文書に記入）を購入して頂きますが、教材用品に関しても、業者との直接売買になります。
- ・上記以外で行事（遠足や園外保育、お泊り保育等）実費を徴収する場合がありますので、ご協力お願いします。また、園外保育実施の場合、おにぎり持参場合があります。これに関しましては事前に内容を通知します
- ・規定する時間外保育に係る料金は、30分ごとに500円徴収されます。
- ・上記等の納金は、土曜日は事務が休みのため平日にお願いします。

9 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了するものとする。

(1) 園児が小学校に就学したとき。

(2) 2号認定こども及び3号認定こどもの支給認定保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなった時

(3) その他、利用継続について重大な支障又は困難が生じた時

10 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科

医療機関の名称	ひぐちこどもクリニック
医 院 長 名	院長 樋口 貴文
所 在 地	〒811-4146 福岡県宗像市くりえいと2丁目3-48
電 話 番 号	0940-35-7600

(2) 歯科

医療機関の名称	新原歯科医院
医 院 長 名	院長 新原 秀俊
所 在 地	〒811-4163 福岡県宗像市自由ヶ丘2丁目5-1
電 話 番 号	0940-33-3811

1 1 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、「緊急の場合の連絡先について」に従って、対応し、連絡先へ連絡させていただきます。(携帯番号だけでなく、必ず連絡がとれる連絡先を記入下さい。例 職場の連絡先など)

1 2 安全対策について

非常災害に備えて、消防計画等を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、少なくとも毎月1回以上、避難及び消火に係る訓練を実施します。(他に、地震、不審者、水害訓練を実施)

安全点検日(毎週初め)を決め、園舎内外の安全点検を行い、安全な環境を保つことができるように対応していきます。

安全・安心な環境づくりのための研修や随時の共通理解を行っていきます。

安全計画の改善に努め、安全・安心な環境づくりを行っていきます。

1 3 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金

当園では、以下の保険に加入しています。当園加入の保険会社規定内で補償致します。

保険の種類	保育所の損害責任保険	保育所の傷害保険
保険の内容	保育所業務中事故の賠償補償	保育中
保険金額	身体障害1名1億円・1事故3億円まで 財物損害・・・・・・・・・・1事故100万円	死亡・後遺障害 500万円 入院保険金日額 3000円 通院保険金日額 2000円

(1) 独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度

契約内容については独立行政法人日本スポーツ振興センターのホームページをご覧ください。

※ 詳しくお知りになりたい方は、事務室まで申し出てください。

(新規園児のみ加入同意書が必要)

1 4 当園におけるその他の留意事項

飲酒・喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教・政治・営利活動	利用者の思想信条及び信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮下さい。
園児送迎のルール	防犯や道路交通法及び交通ルールを遵守する意味で、自動車での送迎は、チャイルドシートを装着し、駐車場利用若しくは園庭の周りに一列に駐停車し、施錠の上お越しく下さい。なお、 <u>送迎時に、門は園児保護のため必ずお締め下さい。駐車場内では必ずお子様の手をとって移動して下さい。登降園時刻のパソコンへの打刻をお願いします。</u>
監督庁への通告	園児の保護者が偽りその他不正な行為によって保育を受け、または受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付して市町村に通知することとしています。また園児の体等に不明な傷が認められる場合、明らかに衛生状態が悪い等暴力や育児放棄等の児童虐待が疑われる場合は、即座に児童相談所へ通告いたします。

保育内容へのご理解	保育内容については、当園では「園児が無理なく様々な体験・経験を通して楽しく学ぶこと」を中心に保育を行っています。そのすべてが育ちの過程では重要であり、例えば劇の配役や器楽演奏の楽器担当など、「役割」を平等に保つことができない場面があることをご理解下さい。
保育園への届出	市内市外に関わらず住居異動や転居。 職場異動や退職、転職や起業した時。電話等の連絡先の変更。 園児が病気を発症した場合(特に感染するおそれのある疾患)。

15. 苦情解決体制

社会福祉法人星山会は法人が経営する施設や職員のサービスに関して、万一苦情がある場合は別に定める「みつぼし幼保園苦情解決規程」の趣旨に則り、下記体制で最善を尽くしていくことにしましたのでお知らせします。

苦情受付担当者(主任)
苦情解決責任者
第三者委員

主任保育士
園 長
宮本秀臣 080-3188-0557
吉村信明 090-2516-7776

※苦情の受付

- ◎ 苦情は面接、書面、電話などにより苦情担当者が随時受け付けます。
- ◎ 第三者委員に直接申し出ることもできます。
- ◎ 幼保園で直接話しづらい場合や話し合っても解決できない場合は、福岡県運営適正化委員会でも相談をお受けします。(連絡先 092-915-3511)

当園における保育の提供を開始するにあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。説明にご同意いただいた場合は、「重要事項の説明に関する同意書」に署名をお願いします。

保育園名：社会福祉法人星山会 みつぼし幼保園

説明者名：園 長 秋 山 須賀子